

独立行政法人勤労者退職金共済機構の
平成20年度の業務実績の評価結果

平成21年8月24日

独立行政法人評価委員会

1 平成 20 年度業務実績評価について

(1) 評価の視点

独立行政法人勤労者退職金共済機構（以下「機構」という。）は、特殊法人勤労者退職金共済機構が平成 15 年 10 月に新たに独立行政法人として発足したものである。

今年度の機構の業務実績の評価は、平成 20 年 2 月に厚生労働大臣が定めた第 2 期中期目標（平成 20 年 4 月から 25 年 3 月まで）の初年度の達成度についての評価である。

当委員会では、「厚生労働省所管独立行政法人の業務実績に関する評価の基準」等に基づき、平成 19 年度までの業務実績の評価において示した課題等のほか、「独立行政法人整理合理化計画」（平成 19 年 12 月 24 日閣議決定）、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から寄せられた意見等も踏まえ、評価を実施した。また、平成 20 年度事業監査報告書も評価に当たっての参考とした。

(2) 平成 20 年度業務実績全般の評価

機構は、中小企業者の相互扶助の精神に基づき、その拠出による退職金共済制度を確立し、もって中小企業の従業員の福祉の増進と中小企業の振興に寄与することを目的とする中小企業退職金共済制度の運営主体として設立されたものであることから、業務実績の評価に当たっては、その設置目的に照らし、業務の効率化及び質の向上により得られた成果が「確実な退職金支給」及び「退職金制度への着実な加入」にどの程度寄与するかという視点が中心となるものである。

まず、確実な退職金支給に向けた取組については、数値目標である一般の中小企業退職金共済事業（以下「中退共事業」という。）における未請求率の改善等に一定の進捗は認められるところであり、今後の更なる取組を積極的に推進することを期待する。

退職金制度への着実な加入については、新規加入者数の目標が法人全体としては達成されていることを踏まえると、本年度における目標は概ね達成されたものと考えられる。

さらに、それらの成果を支える基盤として、①効率的かつ柔軟な組織・人員体制の確立、②外部専門家からなる組織の活用、③業務の改善、電子化の推進などによる運営の効率化、④諸手続の見直し等による加入者負担の軽減、情報提供体制の整備などを進めることによる加入者へのサービス体制の向上が図られているところである。

これらを踏まえると、平成 20 年度の業務実績については、全体としては機構の目的である「確実な退職金支給」及び「退職金制度への着実な加入」に資するものであり、適正に業務を実施したと評価できるが、以下の点に留意する必要がある。

- ① 加入促進については、制度の安定的な運営のため、第2期中期計画の達成に向けて平成21年度以降もさらに効果的な取組が求められるが、特に、加入者が目標に達しなかった清酒製造業退職金共済事業（以下「清退共事業」という。）については、その産業における事業活動の低迷等業界固有の問題はあるものの、より一層の効果的かつ積極的な取組が求められる。
- ② 制度が長期的に安定したものとなり、事業主が安心して加入できるものとなるためには、「確実な退職金支給」の原資となる共済財政の長期的な安定を図っていくことが重要である。特に累積欠損金を計上している中退共事業及び林業退職金共済事業（以下「林退共事業」という。）においては、市場環境の急激な悪化により累積欠損金が増加したところであるが、引き続き「累積欠損金解消計画」を踏まえ、今後の市場の推移の中で着実に解消を図ることが重要である。
- ③ 中退共事業における退職金未請求者、特定業種退職金共済事業における共済手帳の長期未更新者に対しては、被共済者への直接の要請等を実施することにより、より一層の縮減を図ることが求められる。
- ④ 「退職金共済業務に係る業務・システム最適化計画」の実施と併せた4事業本部一体となったさらなる事務処理期間短縮方策の検討、区分経理を前提とした効率的かつ柔軟な資産運用体制の構築、競争契約の導入による経費削減などの業務運営のより一層の効率化に努めることが必要である。

なお、第2期中期目標に沿った具体的な評価結果の概要については、2のとおりにある。また、個別項目に関する評価結果については、別紙として添付した。

2 具体的な評価内容

(1) 業務運営の効率化に関する措置について

① 効率的な業務実施体制の確立

平成20年度は、「退職金共済業務に係る業務・システム最適化計画」の円滑な実施に向けて取り組んだことや、組織・人員体制に関しては、退職金未請求者の縮減に取り組むため、中退共本部に給付推進室を設置し、未請求者問題に特化した組織体制を整備したことは評価できる。

また、契約締結及び退職金支給に係る審査業務について電子化を推進していることについても評価できる。

② 中期計画の定期的な進行管理

内部進行管理に関しては、役員等で構成する業務推進委員会において、事業の進捗状況を定期的に把握し、年度計画の検証を行ったこと、加入促進対策委

員会において加入促進対策の遂行状況の審議・検討を行い、積極的な加入勧奨につなげたことは評価できる。

③ 内部統制の強化

内部統制の強化については、職員一人ひとりに年度計画における各職員の位置付け及び役割を明らかにし、職員の意識を高める取組を進めたことについては評価できる。機構は、中小企業者の抛出による掛金を運用し、従業員に対する確実な退職金支給を行うことが主な業務であることから、特に業務活動における法令遵守を確保する体制の整備が重要であると考えられるところであり、さらなる取組を期待する。

④ 業務運営の効率化に伴う経費節減

業務運営全体を通じて経費節減に向けた様々な取組を実施した結果、削減対象経費については、基準額に対し9.4%削減することができ、中期計画の達成に向けて確実に進捗していることについては評価できる。

さらに、超過勤務の削減を行ったこと等により大幅な人件費削減を達成したことも評価できる。今後も、職員の労働インセンティブの低下につながることをならないよう留意しつつ、人件費の削減に引き続き努めることを期待する。

また、「随意契約見直し計画」に沿った競争性のある契約への移行が行われているが、「退職金共済業務に係る業務・システム最適化計画」の実施状況等を踏まえつつ、随意契約によることが真にやむを得ないか否かを不断に点検し、今後の取組を行うことが重要である。

(2) 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する措置について

① 確実な退職金支給のための取組

中退共事業における未請求退職金については、今後の発生防止策として被共済者へ加入したことを通知する等被共済者の意識を高める取組を強化したほか、退職後3ヶ月経過しても請求のないものについて請求を促す取組等を実施した結果として未請求率（退職金等の請求権が発生した年度における脱退者数に対する当該年度から2年経過後の未請求者数の比率）を着実に改善している点については評価できる。

また、機構は、これまでの退職金未請求者に対する取組として、未請求者のいる事業所に対して未請求者の住所等の情報提供を依頼し、入手した情報に基づき被共済者に対して請求手続を要請している。この取組については、平成20事業年度計画においては平成15年度から平成17年度の未請求者のいる事業所を対象としていたところであるが、これに加え、平成13年度、平成14年度及び平成18年度の未請求者のいる事業所等についても対象を拡大して調査を行った点については評価できる。

今後は、共済契約者及び被共済者に対する調査の結果やその分析内容を踏まえた一層の取組強化に期待する。

建設業退職金共済事業（以下「建退共事業」という。）における共済手帳の長期未更新者発生防止等に関する取組として、これまで入手した住所等の情報をデータベース化したほか、新たに手帳更新時に住所を把握するため手帳の様式変更等、今後の取組の強化に向けた環境整備を行った点は評価できる。

また、従前より実施している、3年間手帳の更新のない被共済者に対する調査については、手帳更新や退職金請求に一定の成果が見られ評価できる。

共済証紙の適正な貼付に向けた取組については、手帳更新の手続を行っていない共済契約者に対する取組を引き続き実施しており、共済証紙の販売額の累計と貼付確認額の累計との差額が中期計画の達成に向けて減少する等一定の効果があつたものと考えられるが、今後、貼付状況を把握し、それを踏まえて取組の充実を図ることを期待する。

清退共事業及び林退共事業についても、建退共事業と同様の取組を進める等、対策の強化を行っている点は評価できる。今後は、それぞれの業界の特性や機構の実施体制等を勘案しつつ、成果の把握や今後の対策への反映を行い、ひきつづき目標の達成を期待する。

② サービスの向上

加入者が行う諸手続や提出書類については、ホームページに掲載する様式の充実、建退共事業において退職金請求時の重複状況の確認システムの整備等合理化を積み重ねることにより、その負担軽減を実施しており評価できる。

退職金給付に係る処理期間については、中退共事業においては25日以内、建退共事業については30日以内に処理することができたことは評価できる。

清退共事業及び林退共事業については、「退職金共済業務に係る業務・システム最適化計画」の実施に合わせて処理期間の短縮が行われることとなっているが、同計画の確実な遂行と併せ、その実施前においても、可能な限り処理期間の短縮に努めることが重要である。

情報提供の充実等については、ホームページで照会・要望を受け付け、主な質問の回答をホームページに掲載、わずかな苦情に対しても翌日までに応答し職員への情報提供をする等の取組を実施したこと等、利用者の利便性の向上と効率化が行われている。機構の業務実績報告書によれば、ホームページの利用者から「参考になった」との回答が多く寄せられたとのことであるが、このような取組が利用者からの高い評価につながったと考えられる。積極的な情報の収集及び活用については、退職金制度に関する調査を行ったほか、加入者を代表する者等からなる参与会を開催し業務運営に関する意見要望の聴取を行うなど、計画に沿った運営がなされた。

③ 加入促進対策の効果的实施

中退共事業については、パンフレット等による周知広報、個別企業訪問の実施、各種会議等における加入勧奨、適格退職年金からの移行に係る説明会の実

施等、加入促進に向けた積極的な努力により、加入者数の目標達成率が102.3%となった。また、前年においては目標を達成することができなかった建退共事業及び林退共事業についても、各種の取組により加入目標を上回る結果となった。さらに、これらの結果として、機構全体としても加入目標を上回ったことから、加入促進への取組は評価できる。

一方、清退共事業については、加入実績が目標に達しなかったところである。酒の嗜好の変化等を背景とした製造量の減少等、業界を取り巻く厳しい環境を考慮する必要はあるものの、その結果を踏まえ、一層の努力が求められる。

(3) 財務内容の改善について

① 累積欠損金の処理

機構は、「累積欠損金解消計画」（労働政策審議会勤労者生活分科会中小企業退職金共済部会の意見を踏まえて平成17年10月に策定）に基づき、累積欠損金の解消に当たっての具体的な解消年限、中期計画期間中の解消目標額及び年度ごとに解消すべき累積欠損金の額としての目安額を設定しているところである。しかしながら、平成20年度においては、中退共事業において1,929億円、林退共事業において1.4億円の損失を計上している。

これは金融市場の状況など外生的な要因が大きく影響しているものであるが、累積欠損金の解消は、制度の持続的な運営に当たっての重要課題であり、機構は、今後とも引き続き、資産運用について安全かつ効率的な運用を基本としつつ、着実な解消に努める必要があると考える。

② 健全な資産運用等

資産運用については、米国の大手金融機関の破たんを発端とする金融危機の拡大や世界的な実体経済の急激な悪化を背景にした市場の低迷等により、機構は、金銭信託については大きな評価損を計上した。しかし、資産運用評価委員会による運用結果の評価等、外部の専門家を積極的に活用するなど、金融市場の状況を踏まえながら安全かつ効率的な運用を実施する体制の下、各事業ともに概ねベンチマーク並の収益は確保した点は評価できる。

なお、機構は世界的な金融危機に際し早急な状況把握に努め、個別の資産運用結果を受けた委託先の見直しに柔軟に取り組んでいるところであるが、今後とも、確立された体制を適切に運用し、安全かつ効率的な資産運用の具体的な成果に向けて一層の取組が求められる。

なお、建退共事業における累積剰余金については、機構発足時（独立行政法人化した平成15年10月）において245億円計上し、その後、平成18年度末において982億円まで増加したが、平成20年度末においては374億円まで減少している。この累積剰余金の発生要因については、労働政策審議会勤労者生活分科会中小企業退職金共済部会において議論されているところであり、同部会においては、「将来推計において見込んでいた運用利回りと実際の運用利回りとの差が考えられる」とされている。累積剰余金のあり方や退職金に係る利

回りについては、制度のあり方の観点から同部会において検討が行われるべきであり、当委員会が直接に評価する対象ではないと考えるが、当委員会としては、制度に基づき資産運用が適切に行われているか等、業務運営の観点から引き続き注視することが重要である。

(4) その他業務運営に関する措置について

機構の保有する退職金機構ビル及び同別館については、外部有識者で構成する「退職金機構ビルのあり方に関する検討会」において検討が進められているところであり、今後、現在地に所在することが必要不可欠かどうかについて経済合理性等を考慮した十分な議論が行われた上で、早期に結論を得ることを期待する。

(5) 「独立行政法人整理合理化計画」、「独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点」（平成 21 年 3 月 30 日政策評価・独立行政法人評価委員会）等への対応について

① 財務状況について

平成 20 事業年度資産運用の結果は、下記のとおりである。

(単位：百万円)

	中退共 給付経理	建退共		清退共		林退共 給付経理
		給付経理	特別 給付経理	給付経理	特別 給付経理	
資産残高	3,312,171	824,465	33,741	5,856	395	13,282
運用等収入	36,037	7,707	295	52	5	122
運用等費用	205,932	27,636	1,362	166	—	138
決算利回り	△4.88%	△2.33%	△3.03%	△1.88%	1.13%	△0.12%
当期純利益	△192,900	△35,556	△1,836	115	△1	△139

注) 決算利回りは、費用控除後の数値に基づくものである。

機構は、平成 20 年度以降の市場環境急変への対応を検討し、長期的かつ安定的な収益の確保を目的とする資産運用の基本方針から、リスクの拡大をすることなく基本ポートフォリオの資産配分を維持すると決定したところであり、緊急環境下においても必要な検討・対応が行われていると評価できる。

その他、上記 2 (3) で評価したとおりである。

② 保有資産の管理・運用等について

退職金機構ビル及び同別館については、上記 (4) で評価したとおりである。松戸宿舎及び越谷宿舎については、平成 21 年度中に入居者を退去させ、宿舎を廃止することを決定する等、国の資産債務改革の趣旨を踏まえた措置が講ぜられていると評価できる。

また、貸付金、未収金等の債権についての回収計画の策定、回収計画の実施状況についての評価等については、機構における共済融資は委託金融機関

による代理貸付であり、貸付金の管理及び回収は代理店の100%保証責任となっていることから、回収計画は策定していないものの、各事業本部ともに、回収は順調に実施されており、問題等となる案件はないと考える。なお、資産運用については、上記2(3)及び2(5)①で評価したとおりである。

③ 人件費管理について

平成20年度における給与水準の検証については、対国家公務員指数は97.7(年齢・地域勘案指数。年齢・地域・学歴勘案指数は99.2)、類似の業務を行っている民間事業者である保険・金融業との比較では、88.6となっており、適切な水準と評価できる。

また、支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合は2.0%と低い水準にあると評価できる。累積欠損金を有する法人であるという観点からは、平成20年度は大幅なマイナス収益となったものの、資産運用は市場の動向に大きく左右されるものであり、給与水準の適切性に関する検証は単年度だけを捉えて行うものではなく、中長期的観点から行うべきものであることから、累積欠損金の存在をもって直ちに更なる抑制を求めるのは必ずしも適当ではないと考える。

一般管理費及び退職金共済事業経費は平成19年度(基準額)予算に対し9.4%削減し、人件費については、削減目標17年度比3%削減を大きく上回る17年度比8.5%削減を達成しており、評価できる。

福利厚生費については、時間外勤務に伴う夜食の支給や保養所利用の補助等を実施していたが、平成20年度早々に廃止しており、必要な見直しが行われていると評価できる。

今後とも、職員のモチベーションの維持に留意しつつ、適宜必要な見直しが行われることを期待する。

④ 契約について

「随意契約見直し計画」に基づき、平成20年度見直しとした契約について、競争契約3件、公募56件、企画競争1件を実施するとともに、随意契約によらざるを得ないとしていた契約についても再検討し、企画競争5件、公募1件を実施した点は評価できる。

契約事務手続に係る執行体制や審査体制については、整備・執行等の適切性等、必要な評価を行うため、一般競争入札等により契約を行う場合で価格のみにより難しいものについては、「総合評価落札方式に関する達」を定めて総合評価方式を導入し、企画競争や公募を行う際の競争性、透明性を十分確保するため、企画競争・公募による調達要領を作成している点も評価できる。

また、調達要領の作成に加えて会計規程等の改正を行う等、契約に係る規程類の整備も行われていることも評価できる。

今後とも、随意契約の縮減に向けてさらなる努力を求める。

⑤ 内部統制について

事業本部においては、幹部会等を定期的に開催し、年度計画の周知や実施に当たり、各課(室)で役割分担をした上で、年度計画の達成状況その他の業務の遂行状況の把握を行っていることは評価できる。

その他、2(1)③で評価したとおりである。

⑥ 業務改善のための役職員のイニシアティブ等について

機構は、理事会において各事業本部からの報告により、退職金共済制度への加入・脱退状況、退職金を確実に支給するための取組状況等、機構業務全般の状況を把握するとともに、業務運営方針などを審議・決定していることは評価できる。